

「管理路ウォーク連携事業」 募集要綱

「明石海峡大橋海上ウォーク」(以下、「管理路ウォーク」という。)について、連携事業者を次のとおり募集する。

1. 事業の趣旨及び目的

本四道路活用イベント実行委員会（以下、「実行委員会」という。）と民間事業者が連携して「管理路ウォーク」を実施するとともに、民間事業者が周遊旅行や宿泊プラン等を付加することで、兵庫県・徳島県における観光振興及び交流人口の拡大を図り、本四道路の更なる利用促進に繋げることを目的とする。

2. 事業内容

実行委員会と連携して管理路ウォークを主催し、イベントを企画・運営するとともに、管理路ウォークを行程の主要素とし、サービスエリアや観光施設等を活用することで、本四道路の利用促進や地域の魅力発信に繋がる観光ツアーを計画し、実施すること。（管理路ウォークの役割分担については別紙1 参照）

※これまで実施してきた大鳴門橋うずしおウォークについては「道の駅うずしお」・「大鳴門橋自転車道」工事の関係上、開催不可であるため、「明石海峡大橋海上ウォーク」に付随した周遊観光ツアーなどの代替案の提案を行い、別途実行委員会と代替イベントの開催について協議を行う。

(1) 「管理路ウォーク連携事業」企画・運営業務

事業の目的を踏まえ、管理路ウォークを主とした事業の企画・運営を行う。

(2) 実施計画書作成業務

連携事業の実施にあたり「実施計画書」を作成する。

(3) 実施報告書作成業務

記録写真・動画等、新聞・メディアの掲載記事等、参加者アンケートを用いて、実施報告書を作成する。

3. 開催の日程について

イベントは年度内で基本的に2回（11月の土日を想定）程度とし、開催日程については実行委員会と協議の上決定する。

4. 明石海峡大橋海上ウォークについて

舞子に集合し、明石海峡大橋の管理路を徒歩で渡り、淡路で解散する。

ウォーク後の高速バス停（淡路夢舞台）、フェリー乗り場（岩屋港）まで、参加者の移動手段(シャトルバス等)を確保すること。

<実施内容（案）>

主 催：本四道路活用イベント実行委員会

開催場所：明石海峡大橋管理路

募集人員：1班120名×10班/日×2日＝2,400名

行程(参考)：1班(8:45～11:15)～5班(10:45～13:15)〔30分毎に出発〕

6班(12:15～14:45)～10班(14:15～16:45)〔30分毎に出発〕

※歩行は神戸側→淡路側とする。

※行程は受付時間からウォーク終了時まで

歩行距離：約4km（移動距離を含む）

参加条件：中学生以上の方（中学生は保護者の同伴が必要）

（※年齢制限については、その都度実行委員会と相談）

ご自身で4km以上の歩行が可能な方

高所及び閉所恐怖症でない方

トイレを2時間程度我慢できる方

※管理路は網目状となっているため、杖や車椅子の使用は不可

※上記の実施内容（案）については、過年度の実績を示すものである。

5. 大鳴門橋周辺の観光施設等を含んだ周遊観光ツアーについて

管理路ウォークを主要素とし、行程にサービスエリアや大鳴門橋周辺の観光施設等を組み入れた観光ツアーとする。集合場所及び解散場所は指定しない。

その際、参加者の不利益とならないよう配慮すること。

6. 事業に係る要求

（1）事業に係る実施体制を整備すること。

（2）管理路ウォーク参加者の安全のため、実行委員会と相互に協力した安全確保の徹底に努めること。なお、当日の歩行誘導スタッフについては、連携事業者が確保することとし、困難な場合はその旨記した資料を提出すると共に、実行委員会に協議すること。

（3）個人情報保護の規定を備え、遵守すること。

（4）参加者の募集に関する効果的な広報を行うこと。

（5）活動の計画及び実施状況等について、適宜、実行委員会に報告すること。

（6）イベント開催にあたり、参加者が納付する参加料金は連携事業者の収入とする。
ただし、参加料金については企画提案書を基に、実行委員会と協議の上決定すること。

（7）イベント開催に必要な経費は、全て連携事業者で負担すること。

7. 中止時の代替案等

(1) 管理路ウォークのみ

天候等により、参加者の安全確保が困難と実行委員会が判断した場合は中止する。

その場合、参加予定者への案内、返金等、適切に対応すること。

(2) 周遊観光ツアー

管理路ウォークが中止となった場合は、ウォークに代わる代替案を用意する等、当初計画と同等程度の内容での催行を検討すること。

その際、参加者の不利益とならないよう配慮すること。

8. 事業実施期間

選定通知日から令和8年3月31日まで

ただし、履行期間の終了の日までに、本四道路活用イベント実行委員会から何等の意思表示がないときは、その翌日において更に1年間同一の条件でこの協定を更新するものとし、その後、令和9年3月31日までの間は更新できるものとする。

※実行委員会の実施事業については、年度単位で決定しており、来年度のイベント開催が決定しているものではありません。ついては、来年度イベントが開催されない場合において、連携事業者に損害が生じたとしても実行委員会として一切補償しません。

9. 企画提案書の作成について

(1) 企画提案の内容

次の事項に係る企画提案書を提出する。

① 管理路ウォーク及び周遊観光ツアーの事業計画

①-1 参加者募集に関する提案（2カ年）

（広報活動や想定する参加費やイバウト[®]対応、中止時の対応や代替案等）

①-2 参加者の安全を確保するための提案（ウォーク時の安全対策）

①-3 本四利用促進に繋がる提案

①-4 地域間交流の促進に繋がる提案

①-5 兵庫県・徳島県の魅力を発見できる提案

①-6 今後の事業継続に繋がる提案

（2カ年契約により実行委員会・参加者が享受できる利点等）

② 事業実施体制（組織体制図）及び役割分担

③ スケジュール（2カ年）

④ スケジュール（年度毎）

⑤ スケジュール（開催に向けた準備行程）

⑥ スケジュール（当日の行程）

(2) 企画提案書の提出者の資格

応募手続に参加し企画提案書を提出しようとする者は、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

② 旅行業法第4条第1項第4号、国土交通省令で定める業務の範囲の別における第1種旅行業務または第2種旅行業務の資格を有する者であること。

- ③ 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 条）に基づく更生手続き開始、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続き開始又は破産法（大正 11 年法律第 71 号）に基づく破産の申し立てをし、又は、申し立てがなされている者及びこれらの手続き中である者でないこと。
- ④ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でなく、また、自己の組織の役員等が暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でなく、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑥ 兵庫県内又は徳島県内において公共インフラを利用した体験型観光旅行を企画運営した実績を有すること。
- （3）企画提案書の様式
- 募集要綱に定める「管理路ウォーク連携事業」企画提案書（別紙 2）を使用することとし、各項目について A4 サイズ 1 枚にまとめること。
- ただし、必要であれば企画提案書を補足する資料を別紙として提出できるものとする。
- （4）企画提案書の提出期間、提出先、提出方法
- ① 提出期間 令和 7 年 6 月 4 日(水)から 6 月 17 日(火)までの土休日を除く午前 10 時から午後 5 時まで
- ② 提出書類
- ア 企画提案書
- イ 事業者概要に関する資料
- ・ 事業報告書又は事業者の活動内容がわかる書類
 - ・ 定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は団体規約の写し等運営規約に相当するもの）
 - ・ 直近の決算書
 - ・ 旅行業登録票の写し
 - ・ 兵庫県内・徳島県内において体験型観光旅行を企画運営した実績を有することを証する書類（募集チラシ等実績が複数ある場合は代表的な旅行のもので良い）
- ③ 提出先 兵庫県土木部道路企画課事業推進班
〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1
TEL 078-362-9256
- ④ 提出部数 6 部
- ⑤ 提出方法 企画提案書を持参又は郵送（書留郵便に限る）によること。
なお、郵送による場合は、提出期間の最終日必着とする。
- （5）手続き等
- ① 仕様書等の交付方法について
兵庫県、徳島県のホームページで配付する。
- ② 質問の受付について
受付期間 令和 7 年 6 月 4 日(水)から 6 月 10 日(火)17 時まで
提出先 FAX 078-362-3948
E-mail dourokikaku@pref.hyogo.lg.jp
提出方法 ファクシミリまたは電子メールによる。
（回答は 6 月 13 日(金)までに電子メール又はファクシミリで行う。）

10. 参加事業者の選定について

(1) 審査の方法

企画提案書により実行委員会において審査を実施する。なお、必要に応じ提出者に説明を依頼することがある。

(2) 審査の基準

提出された企画提案書について、次の観点から審査する。

① 趣旨の理解・業務実績

ア 業務理解度：業務の目的・内容に沿った企画となっているか。

イ 業務実績：関連業務※に係る業務実績を有しているか。

※明石海峡大橋もしくは大鳴門橋を活用した業務

② 事業計画

ウ 参加者募集：広報活動や募集内容等において、参加者が集まる企画になっているか。

エ 参加者の安全確保：ウォーク参加者への注意事項の徹底やウォーク中の参加者の安全確保ができる提案となっているか。

オ 本四利用促進：神戸淡路鳴門自動車道やS A・P Aの利用促進に繋がる提案となっているか。

カ 地域間交流の促進：兵庫県と徳島県を跨いだツアーなど地域間交流の促進に繋がる提案となっているか。

キ 兵庫・徳島PR：兵庫県・徳島県の食や文化などの魅力を発見できる提案となっているか。

ク 事業の継続性：2カ年契約による利点を見いだし、活かすことができる提案となっているか。

③ 実現可能性

ケ 実現性：事業計画や事業実施体制やスケジュール等は実現性の高い計画となっているか。

コ 経営の健全性：事業遂行のための経営基盤を有しているか。

(3) 審査結果の通知

審査結果は7月上旬までにすべての提出者に対し、文書により通知する。

11. 企画提案書の記載内容の担保

企画提案書の内容については、すべての記載事項に対して履行義務が生じ、実行委員が不履行であると判断した場合、当該事業の協定書における履行期間の自動更新を行わない。また、次回公募時における事業者の選定のための審査時に、募集要綱の10.(2)①イの業務実績については、関連業務に係る実績を有していない事業者として審査を行う。ただし、実行委員との協議により、履行の必要がないと認められる場合については、この限りではない。

12. 実施計画書の策定

実行委員会と連携事業者は、事業を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき実施計画書を策定する。

13. 企画提案書の取り扱い

(1) 著作権

管理路ウォークの企画、実施等に関する著作権は、実行委員会に帰属する。

(2) 特許権等

企画提案書の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うこととする。

(3) 記載内容の変更の禁止等

提出された企画提案書は、これを書き換え、差し替え、または撤回することはできない。また、提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。

14. 費用負担

企画提案書の作成、提出及び審査の際の費用は、すべて提出者の負担とする。

※ 「本四道路活用イベント実行委員会」は、明石海峡大橋及び大鳴門橋の管理路等を活用した体験イベントを実施し、本四道路の利用促進や地域間交流を推進するとともに、全国から訪れる参加者に兵庫県及び徳島県の魅力を発信することを目的として、以下の機関で構成する。

兵庫県、徳島県、神戸市、明石市、洲本市、南あわじ市、淡路市、鳴門市、
(公財)兵庫県園芸・公園協会、(公財)兵庫県まちづくり技術センター、
(一財)淡路島くにうみ協会、本州四国連絡高速道路㈱

(別紙 1)

管理路ウォーク役割

項目	役 割	
	担当	責任者
事前準備	連携事業者	連携事業者
調整・契約・準備		
・実施計画書作成		
・参加者募集（チラシ・HP作成）		
・申込み受付・参加費徴収		
・保険加入		
・準備品調達（ヘルメット、受付時消耗品）		
など		
当 日		
本部（イベント総括業務）	連携事業者	連携事業者＋ <u>実行委員会</u>
・本部長	連携事業者	連携事業者
・補佐、報道対応	連携事業者	連携事業者＋ <u>実行委員会</u>
・イベント中止判断	<u>実行委員会</u>	<u>実行委員会</u>
・管理監督	連携事業者	連携事業者
会場誘導係	連携事業者	連携事業者
受付係	連携事業者	連携事業者
・参加者受付（各種確認、配布等）	連携事業者	連携事業者
・参加費徴収	連携事業者	連携事業者
歩行誘導係	連携事業者 ＋ <u>実行委員会</u>	連携事業者
・リーダー		
・サブリーダー		
・歩行誘導		
監視係		
・1A		
・4A		
車両待機係（1A）	<u>実行委員会</u>	<u>実行委員会</u>
看護係	連携事業者	連携事業者
その他	連携事業者	連携事業者＋ <u>実行委員会</u>
・車両運行	連携事業者	連携事業者
・橋梁部の安全対策（チェーン設置等）	<u>実行委員会</u>	<u>実行委員会</u>
・緊急時の対応	連携事業者	連携事業者
周遊旅行等	連携事業者	連携事業者

(別紙 2)

「管理路ウォーク連携事業」企画提案書

提出年月日

法人もしくは団体名

印

所在地

連絡担当者名

連絡先

企画提案について

① 管理路ウォーク及び周遊観光ツアーの事業計画

①-1 参加者募集に関する提案（広報活動や想定する参加費やインバウンド対応等）

① 管理路ウォーク及び周遊観光ツアーの事業計画

①-2 参加者の安全を確保するための提案（ウォーク時の安全対策）

① 管理路ウォーク及び周遊観光ツアーの事業計画

①-3 本四利用促進に繋がる提案

① 管理路ウォーク及び周遊観光ツアーの事業計画

①-4 地域間交流の促進に繋がる提案

① 管理路ウォーク及び周遊観光ツアーの事業計画

①-5 兵庫県・徳島県の魅力を発見できる提案

① 管理路ウォーク及び周遊観光ツアーの事業計画

①-6 今後の事業継続に繋がる提案

(2カ年契約により実行委員会・参加者が享受できる利点等)

②事業実施体制(組織体制図)及び役割分担

③スケジュール（2 カ年）

④スケジュール（年度毎）

⑤スケジュール（開催に向けた準備行程）

⑥ スケジュール（当日の行程）